瀬戸市児童遊園設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年7月18日

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市条例第7号

瀬戸市児童遊園設置条例の一部を改正する条例

瀬戸市児童遊園設置条例(昭和45年瀬戸市条例第21号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表(第2条関係)		別表(第2条関係)	
名称	位置	名称	位置
<省略>	<省略>	<省略>	<省略>
中品野児童遊園	瀬戸市井山町22番地	中品野児童遊園	瀬戸市井山町22番地
		祖母懷児童遊園	瀬戸市上ノ切町43番地
<省略>	<省略>	<省略>	<省略>

附 則

この条例は、令和元年9月1日から施行する。